

健保だより

組合ホームページ

アドレス: www.jgckenpo.or.jp

ユーザー名: jgckenpo (ジェージーシーケンポ)

パスワード: kumiaihp (クミアイエイチピー)



予算報告

平成24年度の健康保険と介護保険の予算(案)が、去る2月21日に開催された組合会において承認されましたので、その概要についてお知らせします。

健康保険

【経常収支】

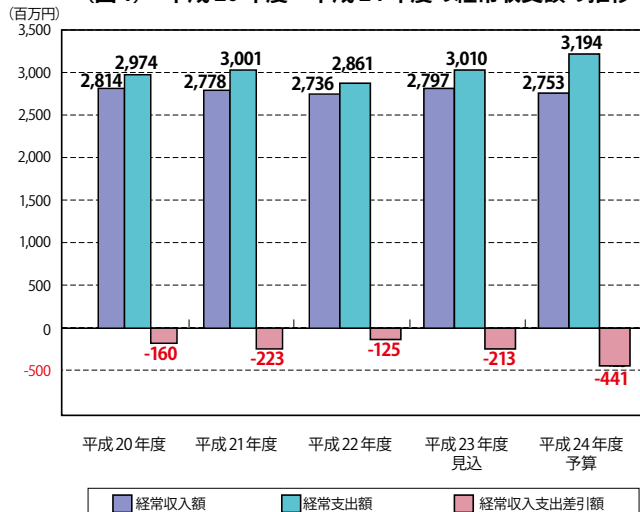
健康保険の予算は、経常収支で平成20年度から5年連続の赤字予算となります。

健康保険収入は、平成23年度予算と比較して微増となる見込みですが、増加する保険給付費および高齢者医療制度を支えるための納付金・支援金の2つの経費の合計額だけで2,914百万円と、健康保険収入2,726百万円を上回ることになります。

この結果、経常収支は442百万円の赤字が見込まれ、別途積立金から430百万円を繰り入れることで、保険料率を平成23年度と同じ65.00‰に据え置きとしました。(表1を参照)

この結果、図2のとおり世間一般の健康保険組合よりも保険料がかなり抑えられています。

(図1) 平成20年度～平成24年度の経常収支額の推移



(表1)

平成24年度予算概要表(健康保険勘定)

科目		予算額(千円)
収入	健康保険収入	2,726,377
	調整保険料収入	58,520
	別途積立金繰入	430,000
	財政調整事業交付金	35,866
	雑収入・その他	26,442
	計	3,277,205
支出	事務費	85,615
	保険給付費	2,058,621
	納付金等	855,386
	保健事業費	188,931
	財政調整事業拠出金	58,521
	予備費・その他	30,131
	計	3,277,205

収入支出差引額

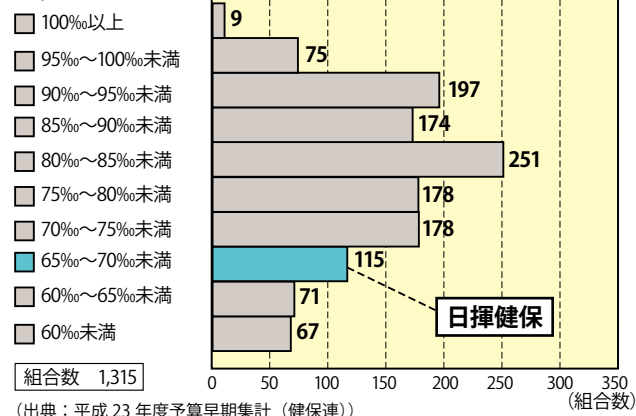
0

経常収支	経常収入	2,752,747
	経常支出	3,194,378
	経常収支差引額	▲441,631

(図2)

(料率)

健康保険料率別組合数



健康保険

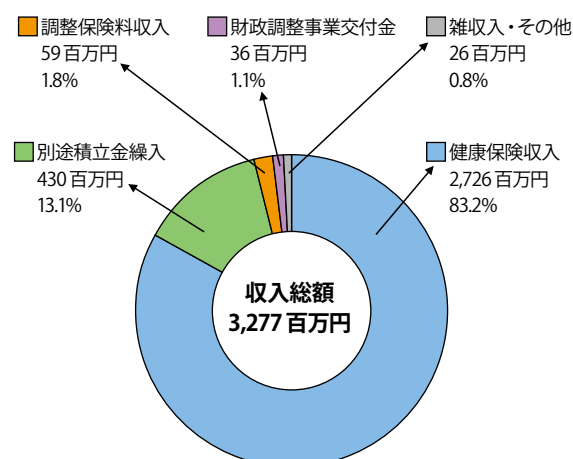
【総収入】

収入の大半を占める健康保険収入は、平成23年度予算比2.49%増の2,726百万円が見込まれます。

経常収支がマイナスとなるため、昨年度同様に430百万円の別途積立金の繰り入れを行います。

調整保険料収入、財政調整事業交付金、その他を含め、収入額は3,277百万円となります。(内訳は図3を参照)

(図3) 平成24年度予算(収入総額)



健康保険料等の収入は、
このように使う予定です。

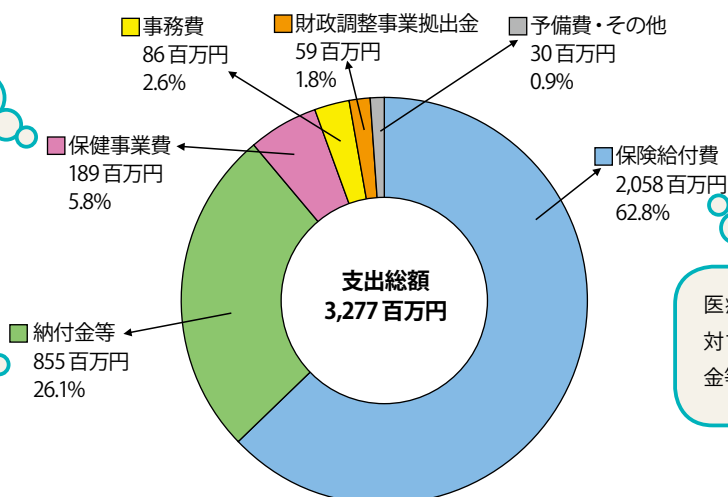
【総支出】

支出の89%を保険給付費と納付金等が占めており、特に保険給付費は平成23年度予算比5.29%増の2,058百万円と見込まれます。

納付金等は、加入者一人当たり負担額の増加等により平成23年度予算比3.58%増の855百万円となります。

保健事業費は189百万円とし、事務費、その他を含め、支出額は3,277百万円となります。(内訳は図4を参照)

(図4) 平成24年度予算(支出総額)



加入者の健康づくりをサポートするため疾病予防事業(特定健診、特定保健指導、人間ドック、婦人健診、PET 検診、歯科健診など)を中心とした保健事業に支出する費用です。

高齢者医療制度を支えるための負担金です。

医療費や死亡・出産に対する給付、傷病手当金等の給付です。

介護保険

介護納付金は、介護報酬の改定により増加する見込みですが、介護準備金から13百万円を繰り入れることで、介護保険料率は平成23年度料率より0.2%引き下げ10.2%としました。

(表2を参照)



(表2)

平成24年度予算概要表(介護保険勘定)

科目		予算額(千円)
収入	介護保険収入	275,889
	繰入金	13,000
	雑収入	21
	計	288,910
支出	介護納付金	287,978
	介護保険料還付金	400
	積立金	532
	計	288,910
収入収支差引額		0

保 険 料 率 等

平成24年度の保険料率および標準報酬月額、次のとおりです。〔（ ）内は平成23年度料率および月額〕

保険料率	
健康保険料率	65.00‰（65.00‰）
一般保険料率	63.67‰（63.70‰）
基本保険料率	43.72‰（47.94‰）
特定保険料率	19.95‰（19.76‰）
調整保険料率	1.33‰（1.30‰）
介護保険料率	10.20‰（10.40‰）

標準報酬月額	
任意継続被保険者	470,000 円（470,000 円）
	標準報酬月額または資格喪失時の標準報酬月額のいずれか低い方となります。
特例退職被保険者	240,000 円（240,000 円）

重点事業

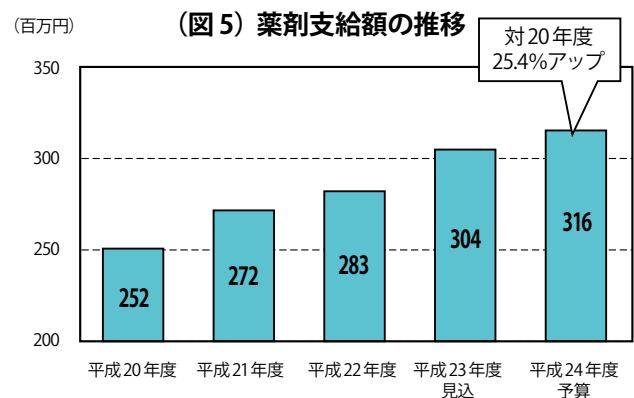
平成24年度は、医療費の支出を抑えるための取り組みとして、次の3項目を重点事業として実施します。

【ジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用促進】

薬剤支給額は漸増（図5参照）しており、ジェネリック医薬品の利用を促進させます。実際の薬剤支給で先発薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合の削減効果額を算出し、これを通知します。具体的には、生活習慣病などの長期慢性疾患の方へ、実際に利用している先発薬とジェネリック医薬品との差額通知を送付します。

ジェネリック医薬品の利用については、組合ホームページから専用ページで確認できますので、ぜひともご覧願います。また、専用ページからは「ジェネリック医薬品お願いカード」が印刷できます。

[🔗【トップページ → ジェネリック医薬品のご活用を!】](#)

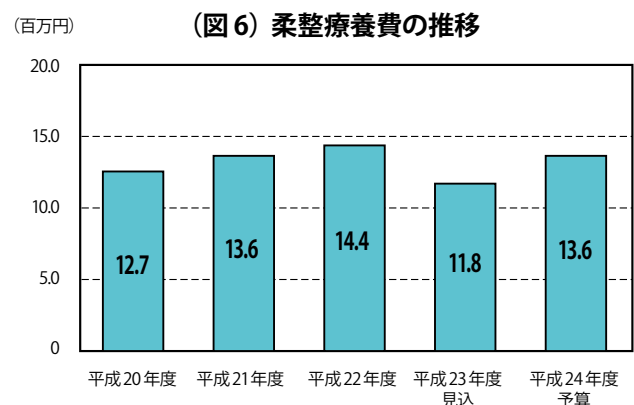


【柔道整復療養費の適正化推進】

負傷部位や原因の調査により不正な請求等を排除するため、外部専門業者も利用しながら柔整療養費の適正な給付に力を入れます。当組合の柔整療養費の支給額の推移は図6のとおりです。

当組合の柔道整復師にかかるときの注意事項は組合ホームページの「柔道整復師にかかるとき」をご覧ください。

[🔗【トップページ → けんぽのご案内 → 保険給付一覧 → 療養費 → 柔道整復師にかかるとき】](#)



【被扶養者の資格確認】

被扶養者の認定の適否の確認および無効となった被保険者証の回収を行います。被扶養者の資格確認（検認）は、組合財政の健全化を図るため、保険給付の適正化の取り組みの1つとして毎年実施することが厚生労働省から指導されております。

当組合では平成23年度から加入者を3つのグループ（日揮(株)、日揮(株)以外、任継／特退）に分割して、毎年度1つのグループを対象に実施しております。

平成24年度は日揮(株)以外の事業所を対象に6月に実施する予定です。

保健事業

健康づくり事業として、平成24年度も平成23年度と同様の規模・内容で、次の事業を実施しますので、大いにご利用ください。詳細につきましては、当組合のホームページをぜひご覧ください。

 [アドレス : www.jgckenpo.or.jp、ユーザー名 : jgckenpo、パスワード : kumiaihp]

主な実施事業

- (1) 疾病予防事業 : ①特定健康診査(40歳以上) ②特定保健指導(40歳以上) ③人間ドック(①を包含して実施) ④婦人健診(①を包含して実施) ⑤脳ドック ⑥肺がん検診 ⑦胃・大腸健診 ⑧歯科健診 ⑨PET検診 ⑩ココロの相談ダイヤル
- (2) 保健指導宣伝事業 : ①『健保だより』の発行 ②『赤ちゃん和妈妈』の配付 ③『お医者さんにかかるまで』の配付 ④『すこやか』(季刊誌)・『ばらんす』(季刊誌)の配付 など
- (3) 体育奨励事業 : ①各種競技会補助 ②海の家・プール
- (4) 健康増進施設事業 : エグザス(コナミスポーツ)
- (5) 契約保養所事業 : ①山中湖保養所 ②JTB契約保養所 ③トップツアー契約保養所 ④組合契約保養所

報酬改定

平成24年度の診療報酬改定により、4月から変更となる医療・介護についてご紹介します。

【報酬改定】

平成24年度は、2年に1度の診療報酬改定と3年に1度の介護報酬改定が同時に行われます。

診療報酬の改定は、勤務医の処遇改善や在宅医療の充実のため、医師の技術料等に当たる本体部分を1.379%(約5,500億円)引き上げ、薬価は1.375%引き下げ(約5,500億円)、診療報酬全体では0.004%の引き上げとなります。

介護報酬の改定は、介護職員の処遇改善、物価の下落傾向、介護事業者の経営状況、地域包括ケアの推進に対応するため、1.20%引き上げられます。

診療報酬の全体改定率 + 0.004%

本体 + 1.379%	薬価等▲ 1.375%
医科 + 1.55% (約 4,700 億円)	薬価▲ 1.26%
歯科 + 1.70% (約 500 億円)	材料▲ 0.12%
調剤 + 0.46% (約 300 億円)	

介護報酬の改定率 + 1.20%

在宅 + 1.0% 施設 + 0.2%

【医療機関においてジェネリック医薬品が利用しやすくなります。】

○処方箋の様式が新しくなります。

現在の処方箋では、複数の薬のうち1つだけジェネリック医薬品へ変更することができないため、平成24年4月からは薬ごとに変更の可否を書く様式に変更されます。

○「一般名処方加算」を新設し、ジェネリック医薬品に変更しやすくなります。

医師が処方箋を発行するときに、薬の「商品名(銘柄名)」ではなく「一般名(有効成分名)」を記載することができるようになります。

医薬品の商品名と一般名の例

(先発品銘柄名) ガスター錠* 20mg

↓
(一般名) ファモチジン 20mg

ジェネリック医薬品(複数社より発売)

- ・ファモチジン錠 20「〇〇〇」
- ・ガスポート錠 20mg
- ・ファモスタジン錠 20mg

※ガスター錠：胃酸の分泌を抑える薬で、胃炎や胃潰瘍の治療に用いる。

【高齢化に対応するため在宅医療・介護との連携が強化されます。】

○緊急・夜間の往診料が引き上げられます。

常勤の医師3名以上を確保するなどの基準を満たした在宅療養支援医療機関の往診料が、1,000円から4,000円の範囲で引き上げられます。これにより24時間対応の充実化が図られます。

○がん・床ずれ専門の訪問看護料が新設されます。

専門の研修を受けた看護師が、訪問看護ステーションの看護師と同じ日に、自宅で療養する患者を訪問したときの報酬（12,850円）が新設されます。

医療機関が「退院支援計画」を作成して、退院後の療養を担う医療機関と連携し、訪問看護や介護サービスがスムーズに受けられるよう、「退院調整加算」（500円～8,000円）が新設されます。

○退院サポートが強化されます。

医療機関が「退院支援計画」を作成して、退院後の療養を担う医療機関と連携し、訪問看護や介護サービスがスムーズに受けられるよう、「退院調整加算」（500円～8,000円）が新設されます。

【こんなときは患者の負担が増えます。】

○同じ日に同じ病院で2つの診療科を受診したとき。

同じ日に同じ病院で「内科」と「整形外科」など、複数の診療科を受診した場合、再診料（大病院では外来診療料）は1科目分しか請求されていませんが、平成24年4月からは、患者の都合（意思）で複数の診療科を受診した場合、2科目で再診料が340円かかることとなります。この結果、3割負担の方の場合は、従来と比べて約100円の負担増となります。

○難易度の高い手術を受けたとき。

難易度の高い約1,200の手術料が最大50%引き上げられます。右手術例のとおり、これまで腹部大動脈瘤手術の医療費は220万1,730円でしたが、4月からは307万4,340円となり、患者負担も66万520円から92万2,300円となります。

ただし、高額療養費制度により実際の患者負担は9万9,450円から10万8,170円と8,720円の増額で済みます。

○「時間外対応加算」が新しくなります。

時間外に患者からの問い合わせに応じている診療所への加算（従来30円）が、「時間外対応加算」として、10円・30円・50円の3段階に再編されます。

24時間電話対応をしている診療所を受診すると、開業時間内の受診でも50円が加算されます。

手術例

58歳男性が腹部大動脈瘤で手術を受けた場合
(入院14日・自己負担3割)

※厚生労働省試算より。高額療養費は一般区分の場合。

これまで

医療費 220万1,730円
患者負担 9万9,450円
(高額療養費 56万1,070円 給付)

4月から

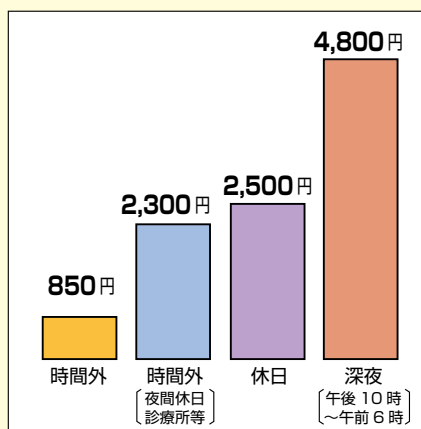
医療費 307万4,340円
患者負担 10万8,170円
(高額療養費 81万4,130円 給付)

【かしい患者の心得】

深夜や休日に受診すると、医療費がかなり高額となります。緊急性がある場合を除き、時間外受診は

本当に必要な場合のみにしていただくようお願いいたします。

こんなに高い！ 時間外加算（初診の場合）



初診料
2,700円



診療時間内であっても平日の0時～8時、18時～24時に診療を受けると夜間早朝加算500円が加算されます。

夜間早朝等加算
500円
(診療所のみ)

患者負担は上記の額の1～3割です。乳幼児加算は別に設定されています。

高額療養費

69歳以下の方の入院において医療費が高額になった場合、「健康保険限度額適用認定証」を医療機関窓口に提示すれば、窓口での支払いが自己負担限度額まで抑えられる制度がありますが、平成24年4月からは入院だけでなく、外来の場合でもこの制度が利用できるようになります（「高額療養費の外来現物給付化」といいます）。
 なお、柔道整復、鍼灸、あん摩マッサージの施術は対象外となります。

〔限度額適用認定証の利用方法〕

当組合に「限度額適用認定証」を事前申請する。



交付された「限度額適用認定証」を医療機関や調剤薬局等に提示する。



軽減された医療費（自己負担限度額）を支払う。

年齢	所得区分	1カ月の自己負担限度額	窓口に表示する認定証
69歳以下	上位所得者 (標準報酬月額 53 万円以上)	150,000 円 + (医療費 - 500,000 円) × 1 %	限度額適用認定証
	一般所得者	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1 %	
	市町村民税非課税者	35,400 円	限度額適用・標準負担額減額認定証

- 〔注意事項〕 (1) 世帯合算／多数該当／特定疾病の特例等の軽減措置があります。
 (2) 70 歳以上 75 歳未満の方の自己負担限度額は別に設定されており、計算方法も異なりますので、詳しくは組合ホームページをご覧ください。[🔗 \[トップページ → けんぽのご案内 → 保険給付一覧 → 高額療養費の※印刷\]](#)
 なお、70 歳以上 75 歳未満の方は、今までどおり「健康保険高齢受給者証」を医療機関等の窓口に表示することで、入院・外来とも適用されますので、「健康保険限度額適用認定証」は必要ありません。
 また、70 歳以上 75 歳未満の非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を組合へ申請してください。
 (3) 特例退職被保険者の所得区分については、標準報酬月額 240,000 円を基準に「一般所得者」としています。

組合からのお願い

① 毎年3月～4月は、異動のシーズン（退職・就職・転勤など）です。被扶養者が就職し、就職先の社会保険に加入した場合は、当組合から脱退する必要があります。被扶養者が就職された場合は速やかに(5日以内に)「被扶養者異動届」に該当者の保険証を添えて、担当部経由で当組合へ届け出るようにお願いします。

② 組合では、年に数回、特退者の方に健保日より・納入証明書・納入告知書を始め、皆さまへのお知らせあるいは提出をお願いする書類など、種々送付しております。組合から送付物が届きましたら、開封して必ず中身を確認して、同封してある書類を一読していただきますよう、ご協力のほど、お願いします。

③ お問い合わせの多い組合ホームページのアドレス・ユーザー名・パスワードについては、本紙に掲載してありますので、読み終わった後もうすぐには廃棄せず、次号が発行されるまでお手元において頂きたい、ぜひともご協力のほどお願いします。なお、組合ホームページにはバックナンバーも掲載してありますので、ご活用ください。

④ 組合に電話で問い合わせいただく場合、事業所勤務の方は会社名とお名前を、任意継続被保険者および特例退職被保険者の方はお名前と保険証の記号・番号を必ず伝えていただくようお願いします。また、組合ホームページからEメールにて問い合わせをする場合も同様に、当組合の加入者であることがわかるよう、事業所名、氏名（家族の方は被保険者の氏名とご自身の氏名）、保険証の記号・番号を必ず明記願います。

⑤ 日揮健康保険組合のホームページは加入者に限定して公開しているため、インターネット検索ソフト（ヤフー、グーグルなど）では閲覧できません。必ず、インターネット検索ソフトのアドレスバーに組合のアドレスを入力して、トップページを表示させ、ユーザー名とパスワードを入力してください。

